審査基準(申請に対する処分関係)

			担当課	消防防災安全課	検索番号	4-12
	法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	44-1		
Ī	許認可等	容器検査				

○高圧ガス保安法 (昭和二十六年六月七日法律第二百四号) (容器検査)

- 第四十四条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定容器検査機関」という。)が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものとして次条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。
 - 一 第四十九条の五第一項の登録を受けた容器製造業者(以下「登録容器製造業者」という。) が製造した容器(経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、第四十九条の二十五第一項 の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの
 - 二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者(以下「外国登録容器製造業者」という。)が製造した容器(前号の経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの
 - 三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する容器
 - 四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるもの
- 2 前項の容器検査を受けようとする者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類及び 圧力を明らかにしなければならない。
- 3 高圧ガスを一度充てんした後再度高圧ガスを充てんすることができないものとして製造された容器(以下「再充てん禁止容器」という。)について、第一項の容器検査を受けようとする者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明らかにしなければならない。
- 4 第一項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。

[参考条文1]

○高圧ガス保安法施行令(平成九年二月十九日政令第二十号) (都道府県が処理する事務)

第十八条

- 2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。
 - 三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項(同項の指定に係る部分を除く。)、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除
 - く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器の所在地を管轄する都道府県知事
 - ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

「参考条文2]

容器保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第50号) 第4条(申請)、第6条(容器検査の方法)、第7条(容器の規格)

[参考条文3]

一般継目なし容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第151号)

溶接容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第152号)

超低温容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第165号)

ろう付け容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第166号)

一般複合容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第146号)

圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第147号)

圧縮天然ガス自動車燃料装置複合容器告示(平成9年3月25日通商産業省告示第148号)

[参考条文4]

容器保安規則の機能性基準の運用について(平成13年3月28日付平成13・03・09原 院第5号)

- 1 容器検査等の実施
- 4 その他の機能性基準の運用